

## 飼料用米多収日本一北海道農政事務所長賞表彰実施要領

制 定 平成28年5月16日付け28道農第675号  
一部改正 平成29年6月26日付け29道農第1070号  
一部改正 平成30年5月16日付け30道農第893号  
一部改正 令和元年6月4日付け元道農第481号  
一部改正 令和6年5月27日付け6道農第1048号

### 第1 趣旨

北海道地区における飼料用米生産農家の生産にかかる技術水準の向上を推進するため、「飼料用米多収日本一実施要領」（平成28年4月4日付け27政統第848号政策統括官通知。以下「多収日本一要領」という。）に基づき実施される「飼料用米多収日本一」の一環として、北海道農政事務所長の表彰を行うこととし、その対象となる取組の決定方法及び表彰等について本要領に定める。

### 第2 定義

- 1 本要領において「多収品種」とは、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第4の3に規定する多収品種をいう。
- 2 本要領において「地域の単収」とは、推進要領別紙1の別添1の地域の合理的な単収に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量をその平年収量で除した値を乗じた値をいう。

### 第3 表彰の種類

表彰の種類は「北海道農政事務所長賞」とし、次の部門毎に1点ずつとする。

- 1 単位収量部門
- 2 地域の単収からの増収部門
- 3 単位収量部門（直播）
- 4 地域の単収からの増収部門（直播）

### 第4 表彰要件

それぞれの部門毎の表彰要件は、当該部門に係る生産面積がおおむね1ha以上の生産を行う者を対象とし、単位収量部門及び地域の単収からの増収部門について、応募点数が5点に満たない場合は、当該部門の表彰を行わない。

また、単位収量部門（直播）及び地域の単収からの増収部門（直播）について、応募点数が3点に満たない場合は、当該部門の表彰を行わない。

## 第5 表彰候補者の選定等

北海道内から「飼料用米多収日本一」に応募した生産者（北海道農政事務所から日本飼料用米振興協会へ報告）のうち、全国の表彰に該当しなかった者を対象とし、各部門毎に10アール当たり収量が地域の単収を超えている者の中から、単位収量部門及び単位収量部門（直播）においては、10アール当たり収量が一番多かった者、地域の単収からの増収部門及び地域の単収からの増収部門（直播）においては、地域の単収との差が一番多かった者を表彰候補者として選定し、北海道農政事務所長が決定する。

なお、同一年度において、同一者による複数の受賞はできないものとする。

## 第6 事務局

本要領に係る事務局は、生産経営産業部生産支援課に置く。

## 第7 表彰事例の普及

北海道内の飼料用米生産者の生産に係る技術水準の向上推進に資するため、多収日本一要領に基づく道内受賞者とともに、北海道農政事務所長賞の受賞者の情報について北海道農政事務所ホームページに掲載する等広く紹介するものとする。

## 第8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項については北海道農政事務所長が定めるものとする。